



JASDAQ

平成 20 年 4 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 テ イ ツ ー
代表者の役職名 代表取締役社長 大橋 康宏
(J A S D A Q ・ コード 7 6 1 0)
問い合わせ先 常務取締役 C F O 片山 靖浩
電 話 番 号 0 3 - 5 4 0 8 - 5 5 3 2

大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の改定に関するお知らせ

当社は、平成19年5月28日開催の当社第17期定時株主総会において、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策（以下「旧施策」といいます。）を、株主の皆様のご承認を得て導入しました。

導入後は、金融商品取引法の施行、買収防衛策としての新株予約権の無償割当てに関する裁判所の一連の決定、及び近時の買収防衛策をめぐる議論の状況等を踏まえ、当社グループの企業価値および株主共同の利益の確保と向上のための旧施策の在り方について、延長の是非も含め、継続的に検討してまいりました。

当社は、かかる検討の結果、平成20年4月18日開催の取締役会において、当社取締役全員の賛成により、平成20年5月27日開催予定の第18期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における株主の皆様のご承認を条件に、旧施策を下記のとおり改定することを決議いたしましたのでお知らせいたします（改定後の、特定の株主又は株主グループによって当社の株式の一定規模以上の買付行為が行われた場合の対応策を、以下「本施策」といいます。）。改定箇所と改定の理由は次のとおりです。

1. 主な改定箇所

本施策の有効期間を、平成22年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までの2年間といたします。（旧施策の有効期間は、本総会終結時までの1年間です。）

2. 改定の理由

当社は当社グループの企業価値および株主共同の利益に対する侵害を防止するため、買収防衛策を導入しております。導入の目的である当社グループの企業価値および株主共同の利益の向上を目指す経営方針・事業戦略の立案および実施には一定の期間が必要であり、したがって買収防衛策の見直しについても一定期間が必要であることから、現時点での本施策の期間としては2年が最適だと判断し、上記のような改定を行ったものであります。

また、2年の有効期間については、有効期間満了前であっても、本施策は、株主総会あるいは取締役会において廃止する旨の決議が行われた場合には、廃止されることを定めています。

その他、本施策の有効期間を2年間としたほかそれに伴う日時の変更、証券取引法の金融商品取引法への変更等をいたしております。

3. 改定の内容

(下線は改定部分を示します。)

旧 施 策	改 定 案
<p>第1 本施策導入の目的について</p> <p>1. 本施策の目的 (本文省略)</p> <p>(注1) 証券取引法第27 条の23 第1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。</p> <p>(注2) 証券取引法第27 条の23 第1 項に規定する保有者をいい、同条第3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注3) 証券取引法第27 条の23 第5 項に規定する共同保有者をいい、同条第6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注4) 証券取引法第27 条の2 第1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注5) 証券取引法第27 条の2 第7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。</p> <p>(注6) 証券取引法第27 条の23 第4 項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとし</p> <p>(注7) 証券取引法第27 条の2 第8 項に規定する株券等保有割合をいいます。</p> <p>2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み (本文省略)</p> <p>3. 本施策の必要性 (第一段落省略)</p> <p>平成19年2月末時点で、当社の議決権の33.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。</p> <p>第2 本施策の内容について</p> <p>1. 本施策の概要～3. 大規模買付対抗措置 (本文省略)</p>	<p>第1 本施策導入の目的について</p> <p>1. 本施策の目的 (現行どおり)</p> <p>(注1) <u>金融商品取引法</u>第27 条の23 第1 項に規定する株券等をいいます。以下、同じとします。</p> <p>(注2) <u>金融商品取引法</u>第27 条の23 第1 項に規定する保有者をいい、同条第3 項に基づき保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注3) <u>金融商品取引法</u>第27 条の23 第5 項に規定する共同保有者をいい、同条第6 項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注4) <u>金融商品取引法</u>第27 条の2 第1 項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。以下、同じとします。</p> <p>(注5) <u>金融商品取引法</u>第27 条の2 第7 項に規定する特別関係者をいいます。以下、同じとします。</p> <p>(注6) <u>金融商品取引法</u>第27 条の23 第4 項に規定する株券等保有割合をいい、当該保有者の保有株券等の数 (同項に規定する保有株券等の数をいいます。) も計算上考慮されるものとし</p> <p>(注7) <u>金融商品取引法</u>第27 条の2 第8 項に規定する株券等保有割合をいいます。</p> <p>2. 当社グループの企業価値の確保・向上のための取組み (現行どおり)</p> <p>3. 本施策の必要性 (現行どおり)</p> <p><u>平成20年2月末時点で</u>、当社の議決権の36.5%は当社創業者及びその資産管理会社が保有していますが、大規模買付行為は、それが成就すれば当社グループの経営に直ちに大きな影響を与えるだけの支配権を取得するものであり、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に重大な影響を及ぼす可能性を内包しております。</p> <p>第2 本施策の内容について</p> <p>1. 本施策の概要～3. 大規模買付対抗措置 (現行どおり)</p>

旧 施 策	改 定 案
<p>4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更 本施策は、平成19年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成19年5月28日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成20年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。</p> <p>第3 本施策の合理性について</p> <p>1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的～2. 事前開示 （本文省略）</p> <p>3. 株主意思の反映 (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成19年5月28日開催予定の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、その有効期間は、平成20年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。</p> <p>4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保 （本文省略）</p> <p>5. デットハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと 上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デットハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は取締役の期差任期制を採用していませんので、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。</p> <p>第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について （本文省略）</p>	<p>4. 本施策の有効期間並びに廃止及び変更 本施策は、平成20年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成20年5月27日開催予定）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、有効期間は平成22年5月に開催予定の当社定時株主総会終結時までとします。</p> <p>第3 本施策の合理性について</p> <p>1. 企業価値・株主共同の利益の確保・向上の目的～2. 事前開示 （現行どおり）</p> <p>3. 株主意思の反映 (1) 前記第2の4.に述べたとおり、本施策は、平成20年5月27日開催予定の株主総会に議案として提出し、出席株主の過半数の賛成を得ることを停止条件として導入します。また、その有効期間は、平成22年開催予定の定時株主総会終結時までとされています。そして、有効期間満了前であっても、臨時株主総会の決議又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって、廃止又は変更することができます。</p> <p>4. 取締役会の判断の客観性・合理性の確保 （現行どおり）</p> <p>5. デットハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと 上記第2の4.の「本施策の有効期間並びに廃止及び変更」に記載したとおり、本施策は、株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができますので、デットハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、本施策はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。</p> <p>第4 本施策が株主及び投資者に及ぼす影響について （現行どおり）</p>

以 上